

ワークエージェント株式会社 次世代法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年3月1日～2031年2月28日までの5年間
2. 内容

目標1： 男性の育児休業取得期間2週間以上の割合を100%とする。

<対策>

- 2026年3月1日～ 子育て世代の男性労働者に「産後パパ育休」や「パパママ育休プラス」制度や育休中の待遇、育児休業給付制度等について文書を作成し周知する。
- 2026年6月1日～ 男性労働者に育児休業取得についてのアンケートをとる。
- 2026年8月1日～アンケート結果をふまえ、男性労働者の育児休業取得に理解を頂くよう、関係企業に周知依頼を始める。

目標2：フルタイム労働者一人あたりの各月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

- 2026年5月1日～ 派遣先企業ごとの時間外・休日労働時間の調査、問題点の検討
- 2026年11月1日～ 時間外・休日労働が多い派遣先企業に対し、作業効率化を図るための作業環境改善の提案を行う。

目標３：全労働者に対して、育児・介護休業法に基づく育児休業及び両立支援制度等

雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、社会保険料の免除制度などの諸制度を周知する。

<対策>

- 2026年4月1日～ 制度を案内する文書を作成する。
- 2026年5月1日～ 労働者に配布する。